

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	発動発電機蓄電池装置修繕
契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 長崎市宿町316-1
契約締結日	令和5年12月21日
契約の相手方の氏名及び住所	日成ビルド工業株式会社 石川県金沢市金石北3-16-1
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,727,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,727,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

- 1 件 名 発動発電機蓄電池装置修繕
- 2 契約相手方 住 所：石川県金沢市金石北3丁目16番10号  
会 社 名：日成ビルド工業株式会社  
電 話：076-268-1111
- 3 履行場所 長崎県島原市南下川尻町7-4  
長崎河川国道事務所砂防課無線棟
- 4 適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算会計令第102条の4第3号
- 5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - (1) 当該業務の目的  
本件は、発動発電機の蓄電池装置修繕を行うものである。
  - (2) 当該業務の内容  
長崎河川国道事務所砂防課庁舎に隣接する無線棟1階に設置された賃貸借契約に含まれる発動発電機の蓄電池装置を修繕するものである。
  - (3) 随意契約に付する理由  
当事務所庁舎は、平成8年から日成ビルド工業（株）と賃貸借契約を継続しており、現在は令和5年4月3日付けで賃貸借契約を締結し、使用している。賃貸借契約書第7条2項により、庁舎の修繕は賃借人が費用負担することになっている。  
今回の発動発電機の蓄電池装置修繕の実施に当たり、賃貸借契約書第8条の規定に基づく承諾を得るべく、賃借人である日成ビルド工業（株）と協議を行ったところ、今後の建物管理上支障をきたすおそれがあるため、施工の条件として発動発電機の所有者である賃借人自らが施工する旨回答を得ている。  
上記のことから、建物所有者が本件を実施できる唯一の相手方であり、賃貸借契約に付随する契約に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102の4第3号の規定により、日成ビルド工業（株）と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)  
長崎河川国道事務所 砂防課長